

日本語教師養成講座受講規約

第1条（主催及び実施運営）

日本語教師養成講座 420 時間コース（以下「講座」という）は、一般財団法人国際生涯学習研究財団（以下「財団」という）が主催し、株式会社アイビック（以下「アイビック」という）が財団から委託を受けて実施運営する。

第2条（受講の申込み）

- 1 申込者は、受講の申込みにあたり、アイビック所定の手続に従って、正確かつ真実の情報を登録しなければならない。
- 2 申込者は、本規約のすべてを承諾しなければならない。
- 3 アイビックは、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込みを承諾しないことができる。
 - (1) 申込者が、申込み時に虚偽の事項を申告した場合。
 - (2) 申込者の申込みを承諾することが、アイビックの業務遂行上不適当又は技術上困難と判断した場合。

第3条（受講者）

- 1 受講者とは、アイビック所定の手続きに従って講座の受講申込みをし、アイビックから同申込みの承諾を受けた個人をいうものとする。
- 2 受講者は、本規約のすべてを承諾したものとし、本規約を遵守しなければならない。

第4条（IJS への入会義務）

受講者は、財団が設置する国際日本語教師研究会（IJS）に入会しなければならない。また、財団が別途定めた国際日本語教師研究会（IJS）会則に従わなければならない。

第5条（受講料等の支払い）

- 1 受講者は、アイビックが別途定めるところに従い、受講料及び消費税相当額（法令等の変更があった場合には、変更後の消費税相当額）をアイビックに支払う。
- 2 受講者は、前項の受講料等を、アイビックが指定する期日までに、アイビックに支払う。なお、振込手数料及びその他支払に要する費用は、受講者の負担とする。

第6条（受講証）

- 1 財団は、受講者に対し、受講証を発行する。
- 2 受講証は、当該講座の受講資格を証明するものであり、これを携帯していない場合には受講することができないものとする。
- 3 受講証の発行は、初回のみ無料とする。
- 4 受講者は、受講証を紛失・破損等した場合には、速やかにアイビックに届出をし、再発行手数料

料 1,000 円（税別）を支払わなければならない。

第 7 条（講座の内容等）

- 1 講座の受講期間は 6 ヶ月間で、**420 単位時間**とする。
- 2 講座の科目、内容及び単位時間数等のカリキュラム編成は、法務省又は文化庁等の告示及び指針等に準拠し、アイビックが別途定める。
- 3 受講者は、財団が指定する教材、講座を受講するために必要な筆記用具及び消耗品等を、自己の費用で準備しなければならない。
- 4 財団及びアイビックは、財団又はアイビックの責に帰すべき事由により、受講者に対して講座を提供できなかった場合には、当該講座の日時を別途指定して提供する。但し、受講者に起因する場合又は天災地変その他非常事態等が発生し不可抗力により講座を提供できない場合を除く。

第 8 条（修了証）

- 1 財団は、受講者が講座の修了要件を満たした場合には、修了証を発行する。
- 2 財団及びアイビックは、いかなる場合も、修了証の再発行及び照会への対応等を行わない。

第 9 条（自己の所有物の管理等）

- 1 受講者は、講座の受講にあたり、自己の責任において自己の所有物を管理しなければならない。
- 2 財団及びアイビックは、受講者の所有物に関する損害について、いかなる責任も負わない。

第 10 条（受講者間のトラブル等）

- 1 講座の受講にあたり、受講者と他の受講者又は第三者との間でトラブルが生じた場合は、受講者は自己の責任と費用によりこれを解決しなければならない。
- 2 前項の場合、財団及びアイビックはいかなる責任も負わない。

第 11 条（設備の使用等）

- 1 受講者は、講座の受講場所となっている教室の設備及びその教室がある施設内の設備を通常の使用法により使用するものとし、破損、損壊又は他者の使用を妨害等してはならない。
- 2 前項に違反した場合、受講者は自己の責任と費用により、修繕又は弁償する等して解決しなければならない。

第 12 条（禁止行為）

受講者は、次の各号に該当し、又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 受講証を不正に使用する行為。
- (2) 講座の運営を妨げる行為、又は講座への信頼を損なう行為。
- (3) 講座を無断で欠席する行為。
- (4) 受講申込書に虚偽の事項を記載する行為。
- (5) 財団、アイビック、講座の受講場所となっている施設の運営者若しくは所有者又は第三者の

財産権等を侵害する行為。

- (6) 財団職員、アイビック職員、講座の講師、他の受講生、講座の受講場所となっている施設の職員又は第三者の生命、身体、財産、プライバシー等の権利を侵害する行為。
- (7) 講座の受講場所となっている施設において、第三者が業務を行っている場合は、その業務を妨害する行為。
- (8) 財団又はアイビックの代理権を有すると第三者に誤認させる行為。
- (9) 講座に係るウェブサイトの内容の無断転載、改変又は再配布をする行為。
- (10) 財団、アイビック又は第三者の著作権、商標権又は肖像権などの権利を侵害する行為。
- (11) 財団、アイビック又は第三者を誹謗中傷する行為、又は名誉や信用を毀損する行為。
- (12) 講座の受講場所となっている施設内及びその付近での政治又は選挙活動。
- (13) 講座の受講場所となっている施設内及びその付近での特定の思想・信条・宗教に関する活動。
- (14) 講座の受講場所となっている施設内及びその付近での営業活動。
- (15) 犯罪行為に結びつく行為。
- (16) 暴力団又は暴力団関係企業等の反社会的勢力との結びつきを疑わせる行為。
- (17) その他本規約若しくは法令に違反し又は公序良俗に反する行為。
- (18) 前各号に定めるほか、財団又はアイビックが不相当と認める行為。

第13条（受講資格の喪失等）

- 1 財団は、受講者が前条（禁止行為）各号のいずれかに違反した場合、何らの催告なく、受講者の受講資格を喪失させることができる。
- 2 財団は、受講者が前条（禁止行為）各号のいずれかに違反した場合、何らの催告なく、国際日本語教師研究会（IJS）から強制退会させることができる。
- 3 前各項にて資格喪失及び強制退会となった場合、財団及びアイビックは、受講者が既に支払った受講料等を返金しない。

第14条（受講停止の申出）

- 1 受講を停止したい受講者は、アイビックに届出をすることにより受講を停止することができる。
- 2 前項の場合、受講を次期コース以降に延期することはできない。但し、財団又はアイビックが認めた場合にはこの限りではない。
- 3 第1項の場合、財団及びアイビックは、受講者が既に支払った受講料等を返金しない。

第15条（受講者の損害賠償責任）

- 1 受講者が第12条（禁止行為）に定める行為等により、財団又はアイビックに損害を与えた場合には、受講者は、財団又はアイビックに生じた損害（合理的な範囲内の弁護士費用を含む）を賠償しなければならない。
- 2 受講者が第12条（禁止行為）に定める行為等により、第三者に損害を与えた場合には、受講者は自己の責任及び費用でこれを解決するものとし、財団及びアイビックはいかなる責任も負わない。

第16条（個人情報の取扱い）

- 1 財団及びアイビックは、講座の実施運営にあたり取得した受講者に関する個人情報について、講座実施運営の目的で利用し、受講者はこれを同意する。
- 2 財団及びアイビックは、受講者に関する情報のうち個人が特定できない情報について、統計データ等の資料を作成する目的で自由に利用できるものとし、受講者はこれを同意する。
- 3 財団及びアイビックは、前各項に定めるほか、個人情報の取り扱いについては個人情報保護法に則って適正に取扱う。

第17条（知的財産権）

- 1 講座が提供する情報（映像、画像、音声、写真、イラスト、文章等）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、及びその他の知的財産権及び保護されるべき法的権利は、財団、アイビック、又はその許諾者に帰属する。
- 2 受講者は、講座が提供する情報を、講座を利用する以外の目的で使用することはできない。
- 3 受講者は、財団又はアイビックが許諾している場合を除き、講座が提供する情報を複製、頒布、公衆送信、放送、販売、貸与又は改変等することはできない。

第18条（不可抗力免責）

天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、その他財団又はアイビックの責めに帰すことのできない不可抗力による講座の一部又は全部の停止については、財団及びアイビックは責任を負わない。

第19条（本規約の範囲）

- 1 財団が本規約に付帯関連して別途定める諸規約はそれぞれ本規約を構成するものとする。
- 2 本規約の規定と、本規約に付帯関連する諸規約の規定とが相反する場合には、作成、改訂又は改正等の日付の新しい規定が優先して適用されるものとする。

第20条（本規約の追加及び変更）

- 1 財団は、受講者の承諾を得ることなく、本規約を追加又は変更することができるものとする。この場合、講座の受講条件等は、変更後の規約によるものとする。
- 2 変更後の規約は、財団又はアイビックが適当と判断する方法で受講者に伝達し、伝達した時点より効力が生じるものとする。
- 3 受講者が、本規約の変更の効力が生じた後に講座を受講した場合には、変更後の本規約のすべての記載内容に承諾したものとみなす。

第21条（協議事項）

本規約に定めのない事項及び本規約の解釈について疑義を生じた事項については、財団及びアイビックと受講者が誠実に協議して解決するものとする。

第22条（準拠法、裁判管轄）

- 1 本規約の準拠法は日本法とする。
- 2 本規約に関連して、財団又はアイビックと受講者との間で生じた争いについては、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（附則）

2017年12月1日 制定及び施行

2018年7月31日 一部改正